

## 第53号議案

芦屋市個人情報保護条例及び芦屋市情報公開条例の一部を改正する条例の制定  
について

芦屋市個人情報保護条例及び芦屋市情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のよ  
うに定める。

平成29年9月4日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並  
びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関  
する法律による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有  
する情報の公開に関する法律の一部改正を踏まえ、個人情報の定義を明確化するとと  
もに、要配慮個人情報の取扱いを定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市個人情報保護条例及び芦屋市情報公開条例の一部を改正する条例

(芦屋市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若し

くは電磁的方式により記録された文字，番号，記号その他の符号であって，その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ，又は記載され，若しくは記録されることにより，特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (4) 要配慮個人情報 本人の人種，信条，社会的身分，病歴，犯罪の経歴，犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別，偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条中第9号を第10号とし，第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ，第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 要配慮個人情報の記録項目

第7条第3項中「思想，信条及び信教に関する個人情報並びに病歴，犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第9条中「電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第26条及び第56条において「電磁的記録」という。)」を「電磁的記録」に改める。

第19条第2号中「を含む。)」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第20条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第34条の2第1項第2号中「第14条の3」を「第14条の4」に改める。

(芦屋市情報公開条例の一部改正)

第2条 芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「であって，」の次に「当該情報に含まれる氏名，生年月日その

他の記述等（文書，図画若しくは電磁的記録に記載され，若しくは記録され，又は音声，動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により」を加える。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。  
（芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例の一部改正）
- 2 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例（平成16年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。  
第8条第3項中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改める。

## 参 照

### 芦屋市個人情報保護条例及び芦屋市情報公開条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正を踏まえ、個人情報の定義を明確化するとともに、要配慮個人情報の取扱いを定めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 芦屋市個人情報保護条例の一部改正（第1条関係）

##### ア 個人情報の定義を次のとおり改正する。（第2条）

	改正案	現 行
個人情報 (第2号)	生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するもの (ア) <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。））により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものを含む。）</u> (イ) <u>個人識別符号（※）が含まれるもの</u>	生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものを含む。）

※ 個人識別符号とは、DNA、顔、虹彩、声紋等の身体の一部の特徴を電子計算機で使用するために変換した符号や、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号等のサービスの利用や書類において対象者ごとに割り当てられる符号をいう。（第2条第3号）

イ 要配慮個人情報の取扱い（第2条及び第7条）

(ア) 定義

本人の人種，信条，社会的身分，病歴，犯罪の経歴，犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別，偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報

(イ) 収集の制限

実施機関が収集する個人情報を次のとおり制限する。

改正案	現 行
<p>実施機関は，法令等の規定に基づくとき，又は芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で個人情報取扱事務の目的を達成するために特に必要があると認めるときを除き，次の個人情報を収集してはならない。</p>	
<p>要配慮個人情報</p>	<p>思想，信条及び信教に関する個人情報並びに病歴，犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p>

ウ その他所要の規定の整備

(2) 芦屋市情報公開条例の一部改正（第2条関係）

非公開とする個人に関する情報を次のとおり改正する。（第7条）

改正案	現 行
<p>個人に関する情報であって，<u>当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等（文書，図画若しくは電磁的記録に記載され，若しくは記録され，又は音声，動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を含む。）をいう。）</u>により特定の個人を識別できるもの（他の情報との照合により，特定の個人を識別できるものを含む。）のうち，公にすることにより，個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの。</p>	<p>個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるもの（他の情報との照合により，特定の個人を識別できるものを含む。）のうち，公にすることにより，個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの。</p>

### 3 施行期日等

(1) 公布の日

(2) 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例の一部改正  
芦屋市個人情報保護条例の改正に伴う規定の整理

芦屋市個人情報保護条例施行規則で定める主な内容

1 個人識別符号（条例第2条第3号関係）

規則で定める文字，番号，記号その他の符号は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第3条各号に掲げるもの（※）とする。

※ (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機で使用するために変換した文字，番号，記号その他の符号であって，特定の個人を識別するに足りるもの

ア DNAを構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目，鼻，口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動，声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作，歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 旅券の番号，基礎年金番号，運転免許証の番号，住民票コード及び個人番号

(3) 国民健康保険，後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字，番号，記号その他の符号

(4) 上記(1)～(3)に準じるものとして総務省令で定める文字，番号，記号その他の符号

2 要配慮個人情報（条例第2条第4号関係）

規則で定める記述等は，次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。

(1) 身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む。）又は治療方法が確立していない疾病等による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を非行少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

芦屋市個人情報保護条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、 図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式 その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。 次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。） に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法 を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。 以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他 の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別す ることができることとなるものを含む。）</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(3) <u>個人識別符号  次のいずれかに該当する文字、番号、記号その 他の符号のうち、規則で定めるものをいう。</u></p> <p>ア <u>特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するた めに変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特 定の個人を識別することができるもの</u></p> <p>イ <u>個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含 まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別す ることができるもの（他の情報と照合することができ、それによ り特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u> をいう。</p>

改正案	現 行
<p><u>の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u></p> <p><u>(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p><u>(5)～(10) (省略)</u> (個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称 (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称 (3) 個人情報取扱事務の目的 (4) 個人情報の記録項目 <u>(5) 要配慮個人情報の記録項目</u> <u>(6) 個人情報の対象者の範囲</u></p>	<p>(3)～(8) (省略) (個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称 (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称 (3) 個人情報取扱事務の目的 (4) 個人情報の記録項目 <u>(5) 個人情報の対象者の範囲</u></p>

改正案	現 行
<p>(7) 個人情報の主な収集先</p> <p>(8) 第14条第2項の規定により経常的に個人情報を利用し、又は提供するときは、当該利用範囲又は提供先</p> <p>(9) 第15条ただし書の規定により個人情報を提供するときは、当該提供先</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項 (収集の制限)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の規定に基づくとき。</p> <p>(2) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために特に必要があると実施機関が認めるとき。</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第9条 実施機関は、本人から直接書面（<u>電磁的記録を含む。</u>）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>(6) 個人情報の主な収集先</p> <p>(7) 第14条第2項の規定により経常的に個人情報を利用し、又は提供するときは、当該利用範囲又は提供先</p> <p>(8) 第15条ただし書の規定により個人情報を提供するときは、当該提供先</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項 (収集の制限)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 実施機関は、<u>思想、信条及び信教に関する個人情報並びに病歴、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</u>を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の規定に基づくとき。</p> <p>(2) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために特に必要があると実施機関が認めるとき。</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第9条 実施機関は、本人から直接書面（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第26条及び第56条において「電磁的記録」という。）を含む。</u>）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>

改正案	現 行
<p>(保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第14条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>若しくは個人識別符号が含まれるもの</u>又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>(3)～(8) (省略)</p> <p>(部分開示)</p>	<p>(保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第14条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>(3)～(8) (省略)</p> <p>(部分開示)</p>

改正案	現 行
<p>第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（保有特定個人情報の利用停止請求権）</p> <p>第34条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) <u>第14条の4</u>の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止</p> <p>2・3 （省略）</p>	<p>第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（保有特定個人情報の利用停止請求権）</p> <p>第34条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) <u>第14条の3</u>の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止</p> <p>2・3 （省略）</p>

芦屋市情報公開条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、公にすることにより、なお個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア 法令、他の条例若しくは規則等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>(2)～(7) (省略)</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、公にすることにより、なお個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令、他の条例若しくは規則等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>(2)～(7) (省略)</p>

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 この条例において「保有個人情報」とは、芦屋市個人情報保護条例第24条第1項、第32条第1項又は第38条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(同条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 この条例において「保有個人情報」とは、芦屋市個人情報保護条例第24条第1項、第32条第1項又は第38条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(同条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。)をいう。</p>